平成２６年（フ）第１２８号
東京都板橋区東山町13番15号　パールモア新井堂902、開始決定時の住所長崎県長崎市中川１丁目３番14号
破産者　樋口　千佳
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第７１５号
兵庫県三木市別所町小林688番地の４
破産者　藤原　康人
1　破産債権の届出期間　平成27年３月10日まで
2　一般調査期日　平成27年５月12日午前11時
平成27年２月３日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３０３号
埼玉県比企郡鳩山町大字小用27番地
破産者　松本　繁身
1　破産債権の届出期間　平成27年３月18日まで
2　一般調査期日　平成27年４月22日午後２時20分
平成27年２月４日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第４４７号
埼玉県川越市大字中福722番地17
破産者　田辺　秋次
1　破産債権の届出期間　平成27年３月18日まで
2　一般調査期日　平成27年４月22日午後２時
平成27年２月４日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第６５８号
京都市伏見区小栗栖北後藤町１　北後藤団地３棟405号、破産手続開始決定時の住所京都市下京区西七条南中野町33番地４
破産者　廣田　　伸
1　破産債権の届出期間　平成27年３月25日まで
2　一般調査期日　平成27年４月22日午前10時
平成27年２月５日
京都地方裁判所第５民事部破産係

債権者集会招集

平成１９年（フ）第１０５７４号
大阪府東大阪市下小阪２丁目14番16号
破産者　末広産業株式会社
1　期日　平成27年３月26日午前10時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成27年２月４日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第３７号
長野県伊那市境1946番地　マイタウン伊那608号、破産開始決定時の住所長野県伊那市日影468番地２
破産者　中村　雅信
1　期日　平成27年３月18日午前11時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
3　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
平成27年２月５日　長野地方裁判所伊那支部

平成２５年（フ）第３８号
長野県伊那市日影468番地
破産者　中村　和夫
1　期日　平成27年３月18日午前11時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
3　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
平成27年２月５日　長野地方裁判所伊那支部

免責許可決定

平成２６年（ラ）第２３３号（原審札幌地方裁判所平成２６年（フ）第２７号）
札幌市白石区南郷通17丁目北１番10―15号
抗告人（破産者）　浦島　勝男
1　決定年月日　平成27年２月３日
2　主文　原決定を取り消す。
抗告人について免責を許可する。
札幌高等裁判所第３民事部

特別清算開始

平成２７年（ヒ）第２００３号
東京都文京区大塚３丁目19番７号
清算株式会社　日萬礦産株式会社
代表清算人　高橋康次郎
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２６年（ヒ）第１０号
北九州市小倉北区大畠３丁目６番17号
清算株式会社　株式会社みろく
1　決定年月日　平成27年２月２日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（ヒ）第４号
鹿児島県姶良市蒲生町西浦548番地７
清算株式会社　株式会社南国ファーム
代表清算人　朝倉　壽之
1　決定年月日　平成27年２月３日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
鹿児島地方裁判所川内支部

特別清算協定認可

平成２６年（ヒ）第５号
佐賀市久保田町大字久富3309番地
清算株式会社　株式会社嬉野
代表清算人　嬉野　勝利
1　決定年月日　平成27年２月２日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、別紙記載の各協定債権者（以下「本件協定債権者」という。）に対し、本決定の認可決定が確定した日から２週間以内に、別紙弁済額欄記載の各金額をその弁済対象債権額に応じて按分弁済する。なお、本件協定債権者のうち嬉野勝利に対しては弁済しない。
2(1)　嬉野勝利を除く本件協定債権者は、前項の弁済を受けたときに、残債権を放棄する。
(2)　本件協定債権者のうち嬉野勝利は債権を全額放棄する。
（別紙省略）
佐賀地方裁判所

監督命令

平成２７年（再）第１号
愛知県瀬戸市深川町14番地
再生債務者　株式会社鯛利商店
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　名古屋市中村区名駅３丁目16番22号　名古屋ダイヤビルディング１号館２階　弁護士法人古澤法律事務所　弁護士　古澤　仁之
平成27年２月４日
名古屋地方裁判所民事第２部

再生手続開始

平成２６年（再）第４号
愛知県西尾市城崎町４丁目26番地
再生債務者　株式会社ＡＳＳ
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年３月３日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成27年３月24日から平成27年３月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（再）第５号
愛知県西尾市城崎町４丁目26番地
再生債務者　株式会社いこいの郷
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年３月３日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成27年３月24日から平成27年３月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

再生手続終結

平成２３年（再）第１号
北九州市小倉南区徳力６丁目１番10―401号
再生債務者　有限会社アーム
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の認可決定確定後３年経過
平成27年１月28日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（再）第２号
熊本県上益城郡山都町下市55番地
再生債務者　株式会社芳田商店
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成27年２月２日
熊本地方裁判所民事第１部